

医療法人北辰会 訪問看護ステーションみらいあ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人北辰会が開設する医療法人北辰会 訪問看護ステーションみらいあ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人北辰会 訪問看護ステーション みらいあ
- ② 所在地 蒲郡市栄町11番50号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1人、看護職員 2.5以上(常勤換算)

- ① 管理者
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- ② 看護職員等
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、営業時間内に連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅まで交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、一律 300 円(消費税込)
- 3 死後の処置料は、10,000円(消費税込)とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、蒲郡市、幸田町、西尾市東幡豆町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等)

第11条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を訪問看護記録に記載する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を1年に1回以上開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
 - ③ 看護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実施する

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- ① 事業所における感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- ③ 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北辰会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 9年12月11日から施行する。	この規程は令和元年8月1日改訂。
この規程は、平成17年 1月 1日改訂。	この規程は令和元年8月16日改訂。
この規程は、平成18年 8月 1日改訂。	この規程は令和元年9月1日改訂。
この規程は、平成20年 5月 7日改訂。	この規程は令和元年9月12日改訂。
この規程は、平成21年 5月21日改訂。	この規程は令和元年12月16日改訂。
この規程は、平成26年 6月 1日改訂。	この規程は令和2年2月16日改訂。
この規程は、平成28年 6月 1日改訂。	この規程は令和2年5月1日改訂。
この規程は、平成29年 1月 1日改訂。	この規程は令和2年5月16日改訂。
この規程は、平成29年 4月1日改訂。	この規程は令和2年8月16日改訂。
この規程は、平成29年 5月8日改訂。	この規程は令和3年4月19日改訂。
この規程は、平成30年4月1日改訂。	この規程は令和3年5月1日改訂。
この規程は、平成30年9月16日改訂。	この規程は令和3年5月16日改訂。
この規程は、平成30年11月1日改訂。	この規程は令和3年7月21日改訂。
この規程は、平成30年11月12日改訂。	この規程は令和3年9月1日改訂。
この規程は、令和元年6月16日改訂。	この規程は令和4年1月16日改訂。
この規程は令和4年2月1日に改訂。	この規程は令和4年3月16日に改訂。
この規程は令和4年5月16日に改訂。	この規程は令和4年7月16日改訂。
この規程は令和5年8月1日改訂。	この規程は令和6年6月1日改訂。